

【公園の利活用について】

◆大川秀徳

本公園は、誰もが利用できる場所であるが、利用する年代・用途も様々であり、公園に求められるニーズは多様化しております。他市町では、防災対策の視点やインクルーシブ公園による共生社会の視点で整備された公園も増えてまいりました。

そこで、3点を伺います。

1つ目、今後の公園の利活用について、市民参画で考える機会を設けることはできないですか。

2つ目、防災対策に視点を置いた公園整備が必要ではないか。

3点目、共生社会の形成に向け、インクルーシブ公園の整備が必要ではないか。

◎建設部長

公園は、市民のレクリエーション空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間などの多様な機能を有する施設であります。本市は、都市公園、農村公園などにおいて、これらの役割を担っておりますが、少子・高齢化や社会情勢の変化等もあり、公園に求められる役割、機能についても徐々に変化しつつあるのが現状であります。一方で、公園の多くは設置から相当年数経過し、遊具施設をはじめとする公園施設の老朽化が進んでおり、維持管理費の増大が懸念されるところであります。

都市公園においては、来年度以降、国の公園施設長寿命化対策支援事業による国庫交付金を活用することにより市費の削減に努めながら、既存の施設を長寿命化し、維持していくことを第一に進めてまいりますが、その他の公園については、施設の在り方についても検討していく必要があるものと考えております。

さて、ご質問の1点目、市民参画による公園整備についてでございますが、公園に求められる役割や機能が多様化する中、利用者の声を聞くことは重要であるため、大規模な公園整備、全面的なリニューアルなどを実施する際には、ワークショップやアンケートを実施するなど利用者の意見を反映してまいります。

今後進めてまいります公園施設の長寿命化は、既存施設と同等施設への更新に限られるため市民の声を反映させることは難しいものとなりますが、施設の老朽化対策、利用者の安全確保のため優先的に取り組んでまいります。

次に2点目のご質問、防災対策に視点を置いた公園整備についてでございますが、本市の公園における防災の視点での活用方法としては、地域の防災倉庫の設置、一時避難場所の指定等がございますが、避難者が長期にわたって滞在することを想定していないため、かまどベンチ等の防災機能を持たせた施設の整備は実施いたしておりません。今後、防災計画の見直し等により、必要性が生じた際に検討してまいりたいと考えております。

最後に3点目のご質問、インクルーシブ公園の整備についてでございますが、インクルーシブ公園とは、障害の有無にかかわらず子供か大人かも関係なく、訪れる誰もが一緒に楽しく遊べる公園のことで、その整備に当たっては、遊具のみならず園路やスロープ、広場、ベンチなど公園全体を考慮する必要があることから、新たな公園整備や全面的なリニューアルの際には検討してまいりたいと考えております。

誰もが楽しめる公園整備の必要性は十分認識しており、今後、既存の公園施設を長寿命

化し、維持していく中においても、遊具の取替えが必要な際には、ユニバーサルデザイン遊具も含めて検討するなど、対応が可能なところから取り入れてまいりたいと考えております。

#### 【育児休業中における在園児の保育の継続利用について】

##### ◆大川秀徳

育児休業中における在園児の保育の継続利用について、2号認定児から1号認定児になった場合は迎えの時間が早くなります。そこで伺います。

2号認定児から1号認定児になった場合も、お迎え時間を変更せずに預けることはできないでしょうか。

##### ◎福祉部長

保護者が幼稚園、保育園、こども園などで保育の利用を希望する場合、保育の必要性や必要量に応じた教育・保育認定を市から受けることとなります。この認定のうち3歳児以上の未就学児に係るものとしては、1号認定児と2号認定児がございますが、1号認定児は保育の必要性に欠ける場合で、主に幼稚園やこども園の幼稚園部を利用する児童となります。一方、2号認定児は保護者の就労や疾病、出産における産前産後などにより保育の必要性が認められる場合で、保育園やこども園の保育園部を利用する児童となります。よって、本来保育園を利用する児童は、家庭での保育が困難で保育の必要性が認められる2号認定児が対象となりますが、本市の場合、民間園を含め1号認定児が利用できる幼稚園、こども園が少ないことから、保育園でも1号認定児を受け入れております。そのため、本市の保育園は、こども園と同様に1号認定児と2号認定児が混在する状況となっております。

さて、保育園における育児休業中の利用でございますが、本市の場合、3歳児以上の園児については、引き続き同じ園に通うことができるよう対応しております。ただし、認定につきましては、育児休業取得時の年度内のみを2号認定児とし、保護者が翌年度に職場復帰しない場合は、新年度から1号認定児に変更いたしております。

ご質問の育児休業により2号認定児から1号認定児になった場合も、お迎え時間を変更せずに預けることはできないかにつきましては、本市といたしましても様々な場面で子育て支援の拡充を図っていくことは必要と考えておりますので、例えば1号認定児の延長保育サービス、いわゆる預かり保育事業の該当事由に、保護者の育児を新たに追加するなど、1号認定児でも2号認定児と同様に16時まで預かることができるような仕組みの検討を早急に進めてまいりたいと考えております。

なお、このような施策を実施するに当たっては、公立園だけでなく民間園の協力が必要不可欠となってまいりますので、民間園の実情等も考慮した上で、よりよい方策を検討してまいります。